

第11次 鳥獣保護事業計画書

平成24年4月1日から

5年間

平成29年3月31日まで

京 都 府

目 次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
2	特別保護地区の指定	8
(1)	方針	8
(2)	特別保護地区指定計画	9
3	休猟区の指定	11
(1)	方針	11
4	鳥獣保護区の整備等	11
(1)	方針	11
(2)	整備計画	11
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1	鳥獣の人工増殖	11
2	放鳥獣等	11
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	11
1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	11
(1)	希少鳥獣	11
(2)	狩猟鳥獣	11
(3)	外来鳥獣等	12
(4)	一般鳥獣	12
2	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	12
(1)	許可しない場合の基本的考え方	12
(2)	許可する場合の基本的考え方	13
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	13
(4)	許可に当たっての条件の考え方	14
(5)	許可権限の市町村長への委譲	14
(6)	捕獲実施に当たっての留意事項	14
(7)	捕獲物又は採取物の処理等	14
(8)	捕獲等又は採取等の情報の収集	15
(9)	保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	15
3	学術研究を目的とする場合	15
(1)	学術研究	15
(2)	標識調査	16
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	16
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	16
(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	17
(3)	鳥獣の適正管理の実施	19
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	21
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	23
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	24
(1)	許可対象者	24
(2)	鳥獣の種類・数	25
(3)	期間	25
(4)	区域	25
(5)	方法	25
6	その他特別の事由の場合	25

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	25
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	25
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	26
(4) 愛がんのための飼養の目的	26
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	26
(6) 鵜飼漁業への利用	26
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	27
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	27
7 鳥類の飼養登録	27
8 販売禁止鳥獣等の販売許可	27
(1) 許可の考え方	27
(2) 許可の条件	28
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項	28
1 特定猟具使用禁止区域の指定	28
(1) 方針	28
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	29
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	31
2 特定猟具使用制限区域の指定	33
3 猟区設定のための指導	33
(1) 方針	33
(2) 設定指導方針	33
4 指定猟法禁止区域の指定	33
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	33
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	33
2 実施計画の作成に関する方針	34
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	34
1 基本方針	34
2 鳥獣保護対策調査	35
(1) 方針	35
(2) 希少鳥獣等保護調査	35
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	35
(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	35
3 狩猟対策調査	35
(1) 方針	35
(2) 狩猟鳥獣生息調査	36
4 有害鳥獣に係る対策調査	36
(1) 方針	36
(2) 調査の概要	36
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	37
1 鳥獣行政担当職員	37
(1) 方針	37
(2) 設置計画	37
(3) 研修計画	37
2 鳥獣保護員	38
(1) 方針	38
(2) 設置計画	38
(3) 年間活動計画	38
(4) 研修計画	38
3 保護管理の担い手の育成	39
(1) 方針	39

(2) 研修計画	-----	39
(3) 狩猟者減少防止対策	-----	39
4 鳥獣保護センター等の設置	-----	39
5 取締り	-----	39
(1) 方針	-----	39
(2) 年間計画	-----	40
第九 その他	-----	40
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	40
2 狩猟の適正管理	-----	40
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	-----	40
4 野生鳥獣への餌付けの防止	-----	41
5 感染症への対応	-----	41
6 普及啓発	-----	41
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	-----	41
(2) 野鳥の森等の整備	-----	42
(3) 愛鳥モデル校の指定	-----	42
(4) 法令の普及徹底	-----	43

第一 計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本府は、山紫水明の地として、清らかな水と緑豊かな自然環境に恵まれ、いにしえより花鳥風月を愛でるなど、自然と共生する文化が養われてきた結果、我が国を代表する優れた文化的遺産が維持されてきた。また、近年では環境問題への意識が府民の間で高まっており、本府における独自の取り組みとして、公益社団法人京都モデルフォレスト協会を中心として、府民、NPO、企業、行政などが、森林を核とした環境保全運動を推進している。

野生鳥獣は、生物多様性の重要な要素の一つであり、豊かな自然環境の象徴ともいえると同時に、人間の生活環境を保持・改善していく上でも欠くことのできない存在であることから、本府では、地域の実情を踏まえ、関係者と協力しながら鳥獣保護区の指定に努めてきた。

鳥獣保護事業計画が昭和39年度に始まって以降、第3次鳥獣保護事業計画（昭和47～51年度）が終了するまでは、鳥獣保護区は計画を上回るペースで順調に指定されてきた。

しかし、昭和50年代に入り、鳥獣による農林水産業被害が顕在化し、鳥獣の個体数増加を懸念する地域住民の反対により保護区の指定が困難となる状況が増えた。その結果、第4次（昭和52～56年度）及び第5次計画（昭和57～61年度）においては、達成率は約50%に、第6次計画（昭和62～平成3年度）にいたっては約30%の達成率にとどまった。第7次計画（平成4～8年度）においては、達成率は60%弱にまで回復したが、増加する農林水産業被害が一因となり、第8次計画（平成9～13年度）において達成率は約30%、第9次計画（平成14～18年度）では約20%、第10次計画（平成19～23年度）では約35%にまで低下しており、指定は一層困難な状況となっている。なお、第10次計画終了時点における鳥獣保護区の指定状況は、67箇所、26,829haであり、府総土地面積に占める割合は6%弱である。第10次計画の期間中に、4箇所、400haの新規指定を行ったが、全体では1,909ha減少している。

鳥獣保護区の新規指定及び更新については、鳥獣の生息状況、生息環境を十分に配慮しつつ、利害関係者との意見の調整を図りながら指定又は更新していくのものとすが、農山村においては過疎化、高齢化といった社会構造や野生鳥獣の生息環境の変化により、府内の多くの地域で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス等による農林水産業被害が発生しており、こうした地域では、鳥獣保護区の指定又は更新について、地元の理解を得ることがかなり難しい状況である。このことから、特に指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう、適切に対応するものとする。

本計画における鳥獣保護区指定の重点事項は次のとおりとする。

- (ア) 指定期間は原則10年とし、期間満了となるものについては更新する。
- (イ) 自然公園法、自然環境保全法等により保全されている地域のうち、鳥獣の保護を図るべき地域については、積極的に指定する。
- (ウ) 分断された生息地に生息する鳥獣の移動経路を確保するため、生息地間をつなぐ森林の保護区の指定に努める。
- (エ) 鳥獣の観察や保護活動を通じて環境教育の場を確保するため身近な都市近郊の鳥獣生息地の保護区の指定に努める。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている地域は、地域の生物多様性の確保にも資するため、特に自然環境保全地域、保健保安林、天然記念物指定地等に指定されている地域を指定す

る。

(イ) 大規模生息地の保護区

本府においては地形的条件等により本区分に該当する適地はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で飛来する水鳥類の渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く）の保護を図るため、これらの飛来地である湿地、湖沼等のうち、特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類並びに海棲哺乳類の保護を図るため、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち特に必要と認められる地域について保護区を指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧ⅠA類(CR)、ⅠB類(EN)、Ⅱ類(VU)若しくは絶滅のおそれのある地域個体群(LP)として掲載されている鳥獣、本府が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

(カ) 生息地回廊の保護区

分断された生息地に生息する鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域について、生息地回廊の保護区を指定する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について保護区を指定する。

また、小面積であっても鳥獣の貴重な生息地については、積極的に指定するよう努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥 獣 保 護 の 指 定 目 標	既 設 鳥 獣 保 護 区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護地区						本計画基	
			24	25	26	27	28	計(B)		
森林鳥獣 生息地	箇所		31	箇所						
	面積	ha	14,804	変動面積						
大規模 生息地	箇所			箇所						
	面積	ha		変動面積						
集団 渡来地	箇所		8	箇所						
	面積	ha	7,734	変動面積						
集団 繁殖地	箇所			箇所						
	面積	ha		変動面積						
希少鳥獣 生息地	箇所			箇所						
	面積	ha		変動面積						
生息地 回廊	箇所			箇所						
	面積	ha		変動面積						
身近な鳥 獣生息地	箇所		28	箇所	1	1			2	
	面積	ha	4,291	変動面積	330	86			416	
計	箇所		67	箇所	1	1			2	
	面積	ha	26,829	変動面積	330	86			416	

(第1表)

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の 増△減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
24	25	26	27	28	計(E)		
							31
							14,804
							8
							7,734
							2
							416
							30
							4,707
							2
							69
							416
							27,245

*箇所数については
B - E
面積については
B + C - D - E
**箇所数については
A + B - E
面積については
A + B + C - D - E

間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
25	26	27	28	計(C)	24	25	26	27	28	計(D)

ア 鳥獣保護区の指定計画

- (ア) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし
- (イ) 大規模生息地の保護区
該当なし
- (ウ) 集団渡来地の保護区
該当なし
- (エ) 集団繁殖地の保護区
該当なし
- (オ) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし
- (カ) 生息地回廊の保護区
該当なし
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第2表)

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
平成24年度	京都市、大山崎町桂川 大山崎町淀川	桂川・淀川	330	10	特定猟具使用 禁止区域から 変更
	計	1箇所	330		
平成25年度	京都市上京区京都御苑	京都御苑	86	10	特定猟具使用 禁止区域から 変更
	計	1箇所	86		
	合 計	2箇所	416		

イ 既設鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	設定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	身近な鳥獣生息地	甘南備山	期間更新	600	—	600	24年11月1日から34年10月31日まで		
	〃	湯船	〃	119	—	119	〃		
	〃	私市	〃	175	—	175	〃		
	計	3箇所		894	0	894			
平成25年度	森林鳥獣生息地	山科	期間更新	784	—	784	25年11月1日から35年10月31日まで		
	〃	丹波町	〃	1418	—	1418	〃		
	〃	大江山	〃	780	—	780	〃		
	〃	上世屋	〃	303	—	303	〃		
	身近な鳥獣生息地	丹後あじわいの郷	〃	226	—	226	〃		
	〃	西山・茱萸谷	〃	346	—	346	〃		
	〃	丹波町・琴滝	〃	59	—	59	〃		
	〃	鳥居野	〃	69	—	69	〃		
	計	8箇所		3,985	0	3,985			
平成26年度	森林鳥獣生息地	笠置	期間更新	615	—	615	26年11月1日から36年10月31日まで		
	〃	瑞穂町	〃	897	—	897	〃		
	〃	碓高原	〃	372	—	372	〃		

年 度	設定区分	鳥獣 保護区名	変更 区分	指定面積の異動 (ha)			変更後の 指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動 面積	異動後 の面積			
平成26 年度	身近な鳥 獣生息地	三郷山	期間 更新	28	—	28	26年11月1日から 36年10月31日まで		
	〃	伊根湾	〃	107	—	107	〃		
	集団渡来 地	栗田湾	〃	815	—	815	〃		
	〃	網野町離 湖	〃	205	—	205	〃		
	〃	久美浜湾	〃	713	—	713	〃		
	計	8箇所		3,752	0	3,752			
平成27 年度	森林鳥獣 生息地	八丁平	期間 更新	296	—	296	27年11月1日から 37年10月31日まで		
	計	1箇所		296	0	296			
平成28 年度	森林鳥獣 生息地	末山	期間 更新	87	—	87	28年11月1日から 38年10月31日まで		
	〃	嵐山	〃	59	—	59	〃		
	身近な鳥 獣生息地	三段池	〃	258	—	258	〃		
	〃	夜久野ヶ 原	〃	253	—	253	〃		
	集団渡来 地	宮津湾	〃	3,243	—	3,243	〃		
	〃	浜詰海岸	〃	91	—	91	〃		
	〃	湊宮葛野 海岸	〃	95	—	95	〃		
	計	7箇所		4,086	0	4,086			
計		27箇所		13,013	0	13,013			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

特別保護地区は、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るうえで特に重要な区域を保全するための制度であるが、本府における指定地域は、1箇所、98haにとどまっている。

これは、本府の91%が民有林であり、利用制限をかけることが難しいことに大きく起因している。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既設特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡			
				24	25	26	27	28	計(B)	24	25	26	
森林鳥獣生息地	箇所		1	箇所			1						
	面積	ha	98	変動面積			98						
大規模生息地	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
集団渡来地	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
集団繁殖地	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
希少鳥獣生息地	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
生息地回廊	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
身近な鳥獣生息地	箇所			箇所									
	面積	ha		変動面積									
計	箇所		1	箇所			1						
	面積	ha	98	変動面積			98						

(第4表)

計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
	1
	98
	1
	98

* 箇所数については
B - E

面積については
B + C - D - E

**箇所数については
A + B - E

面積については
A + B + C - D - E

大する特別保護地区			本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区					
27	28	計(C)	24	25	26	27	28	計(D)	24	25	26	27	28	計(E)

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないうように配慮するものとする。

なお、特定鳥獣に指定されているニホンジカ及びイノシシについては、特定計画を達成するため、特に必要と認められる場合には、休猟区の全部又は一部を指定して、狩猟による捕獲を行うことができるものとする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区について、そこに生息する鳥獣の生息環境の改善が望ましい場合、または、鳥獣保護区の指定趣旨に照らして鳥獣と身近に接することができるような施設の導入、環境の改善が望ましい場合には、生態系への影響を配慮した上で、市町村、関係団体、地域住民等と連携し、必要な整備に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

イ 調査、巡視等の計画

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣等のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査、巡視等の管理の充実に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

現在、本府では希少鳥獣等の人工増殖を実施していないが、今後、取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

2 放鳥獣等

原則、放鳥獣等は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA類(CR)、ⅠB類(EN)、Ⅱ類(VU)に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの及び府のレッドリストにおいて、絶滅寸前種、絶滅危惧種又は準絶滅危惧種に該当する鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。また、鳥獣保護区の指定等の実施により、種及び地域個体群の存続を図るための取り組みを行うこととする。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

法第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

ただし、ツキノワグマ、ヤマシギなど狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況などを踏まえ、保護が必要と認められる鳥獣については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の把握に努める。また、市町村や関係団体等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

なお、狩猟鳥獣であっても、府内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、持続的な利用が可能となるように保護管理を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

ア 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

本府に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況や生息環境の情報収集に努める。

また、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業被害又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置計画等が明らかに捕獲の目的と異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じるおそれがある場合。

カ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年政令第391号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等許可は、人と野生鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他

上記以外の特別の事由を目的とした捕獲等に関しては、次の事由に該当するものに限り許可することができる。ただし、愛がん飼養については、原則として許可しない。この他の事由に関しては、特に必要性が認められる場合に限り、これらに準じて許可することとする。

(ア) 職務上の必要

(イ) 傷病鳥獣の保護

(ウ) 公共施設等の展示

(エ) 養殖鳥遺伝的劣化防止

(オ) 鵜飼漁業

(カ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

(キ) その他の特別な事由

(3) わなの使用に当たっての許可基準

以下の基準を満たすものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする場合（「ウ」の場合を除く）

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

ただし、ツキノワグマの生息地域でなく誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合は、この限りではない。

(イ) とらばさみを使用した方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合

(ア) くくりわなを使用した方法の場合は、「ア(ア)」の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ただし、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合は、輪の直径の制限を解除する。

(イ) ツキノワグマの生息地域であつて誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわな（天井に直径30センチメートル程度の穴をあけたもの）や囲いわなとすること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする場合

はこわな（ツキノワグマの嚙怪我を防ぐため、はこわなは格子状やメッシュ状のものでなく、ドラム缶式若しくは壁面状のものを使用するよう努める）に限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

京都府知事の権限に属する有害鳥獣捕獲を目的とした許可に係る事務の一部については、被害対策の一層の迅速化と市町村の役割の強化等を図るため、また、傷病により保護を要する鳥獣の保護を目的とした捕獲許可に係る事務については、救護の迅速化と府民の利便性の向上を図るため、市町村に許可権限を委譲している。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。）。

イ ツキノワグマの誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際に明らかにするものとする。

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。ただし、有害鳥獣として捕獲された鳥獣の資源としての利活用は、当該捕獲許可をした市町村長の監督の下において適切に利活用できる場合のみとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、誤捕獲した個体については、所有及び活用はできないこと、原則として放鳥獣を行うこと。狩猟鳥獣以外については、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること。また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合は、あらかじめ捕獲申請を行うように指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、收容個体の計測、分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないツキノワグマ等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

(7) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ロ) 主たる内容が鳥獣類の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ウ 鳥獣の種類・員数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

エ 期間

1年以内。

オ 区域

必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(7) 法第12条第1項で禁止されている猟具、猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

キ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- (ア) やむなく殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- (イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を伴わないこと。
- (ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。また、装着する標識が、鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するように努めること。

ク その他

捕獲対象に希少鳥獣が含まれる場合は、必要に応じて専門家からの意見聴取、府の自然環境保全部局と協議するものとする。

(2) 標識調査

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

イ 鳥獣の種類・員数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

オ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれが明らかである場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りでない。

有害捕獲の実施に当たっては、被害実態と生息状況を把握し、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとし、捕獲は、原則として被害防止対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

また、農林水産業等の被害対策と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成
ア 予察表

(第5表)

加害鳥獣名	主な被害作物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ニホンジカ	植林木、水稲、野菜・果樹類全般、マツタケ、タケノコ、茶等	—————												府内のほぼ全域
イノシシ	植林木、水稲、野菜・果樹類全般、タケノコ、茶等	—————												府内のほぼ全域
ニホンザル	野菜・果樹類全般以外、生活環境	—————												山城地域の一部を除く府内のほぼ全域
ノウサギ	植林木、水稲、野菜類全般	—————												福知山市、綾部市、丹後管内全域
タヌキ	水稲、野菜・果樹類全般	—————												中丹、丹後管内全域
アナグマ	野菜・果樹類全般	—————												中丹管内全域、丹後管内のほぼ全域
アライグマ	野菜・果樹類全般、生活環境	—————												府内のほぼ全域
ヌートリア	水稲、野菜・果樹類全般	—————												南丹管内を除く、府内のほぼ全域
ハクビシン	水稲、果樹、生活環境	—————												舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町
イタチ	生活環境	—————												宮津市、京丹後市、与謝野町
カラス類	水稲、野菜・果樹類全般、生活環境	—————												府内のほぼ全域
ハト類	水稲、野菜類全般、生活環境	—————												山城管内の一部、南丹管内を除く府内全域
スズメ	水稲、野菜・果樹類全般	—————												山城管内の一部、南丹管内を除く府内全域

加害鳥獣名	主な被害作物等	被害発生時期												被害発生地域	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ヒヨドリ	水稲、野菜・果樹類全般														山城管内の一部、南丹管内を除く府内全域
ムクドリ	野菜・果樹全般														城陽市、久御山町、木津川市、精華町、京都林務、丹後管内全域
サギ類	水稲、川魚等														京都市、福知山市、綾部市、丹後管内全域
カワウ	稚魚（放流魚等）														木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村、京都市、南丹、中丹管内全域
ウソ	桜新芽														笠置町、南山城村

イ 被害発生予察地図

予察情報台帳で地域別、鳥獣別の位置図を作成することとする。

ウ 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害等・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

農林水産業に被害を及ぼす鳥獣のうち、特にニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシについては、被害規模の大きさ、あるいは生態系全体に及ぼす影響に配慮する必要がある。これらの獣類については、被害防除法や個体群管理法等に関し、有識者の助言を得て策定した特定鳥獣保護管理計画に基づき適切かつ効果的な被害防止に努める。

その他の加害鳥獣についても、地域における生息状況に配慮しながら、被害防止のため適切に対処する。

イ 防除方針、個体数管理の実施等の計画

(第6表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ニホンジカ	平成24～28年度	<p>①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づき防除対策、個体数管理、生息地管理の3つを柱に対策を講じ、平成26年度には、生息密度と被害の半減を目指す。</p> <p>②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲を実施する。 実施にあたっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て、実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。</p>	
ツキノワグマ		<p>①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づく「ツキノワグマ出没対応マニュアル」及び「クマ剥ぎ被害対応マニュアル」、「ツキノワグマ被害果樹・養蜂対応マニュアル」により適切な防除と生息地管理を推進する。</p> <p>②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理及び被害対策を実施する。 実施にあたっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て実施体制を整備するとともに、モニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。</p>	
ニホンザル		<p>①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づき様々な対策を複合的に実施し、効果の検証を行いながら、被害の態様やサルの群の状況等に応じた対策を継続的に実施するものとする。</p> <p>②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき保護管理、有害鳥獣捕獲、及び状況に応じて個体数調整を実施する。 実施にあたっては、市町村、関係団体及び地域住民等と連携して実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	
イノシシ	平成23～28年度	<p>①防除方針 特定鳥獣保護管理計画に基づき、防除対策、個体数管理、生息地管理の3つを柱に対策を講じ、平成26年度には、推定生息数と被害の半減を目指す。</p> <p>②個体群管理の実施 特定鳥獣保護管理計画に基づき有害鳥獣捕獲を実施する。 実施にあたっては、関係市町村、地元猟友会及び学識経験者等の協力を得て、実施体制を整備するとともにモニタリング調査を並行して行い、結果の検証と計画の見直しを行う。</p>	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

ア 方針

(7) 許可の考え方

鳥獣による農林水産業被害が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、鳥獣を含む生態系全体を保護するとともに、生物多様性を維持し人と鳥獣との共生を図っていくことが重要な課題となっている。

有害鳥獣捕獲は、こうした観点から、保護と被害対策双方の調和を図りつつ実施するものとし、農林水産業又は生態系に係る被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合において、農林業者が被害防止対策によっても被害等が防止できない時に行うものとする。

また、ツキノワグマなど府のレッドリストに掲載されている鳥獣のような生息数の少ない鳥獣の捕獲は、専門家に意見を求めるなど、特に慎重に取扱うこととする。

さらに、被害等の防止の観点から、人間生活に伴い排出される生ゴミ等に鳥獣が依存し、被害等を生じやすくすることがないように周知徹底を図るとともに、捕獲に際しては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとるなど、結果として被害等の発生の遠因とならないように努める。

また、アライグマなどの特定外来生物による農林水産業又は生態系等に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該移入鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

(イ) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

- a 捕獲に伴う危険防止を図るため、広報その他の方法により、地域住民等に周知徹底するとともに、捕獲実施の際には、必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等、万全の措置を講じることとする。
- b 捕獲を実施するものは、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯するとともに、捕獲従事者であることを示す腕章等を着けることとする。
- c アライグマやヌートリア等の外来鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定めに従い適切に処理すること。
- d わなの架設にあつては、見回りなど十分管理できる個数にするとともに、誤捕獲があつた場合には、速やかに解放すること。

イ 許可基準

有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準によるものとする。

(7) 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であつて、①銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者、②空気銃、ガス銃を使用する場合は、第一種又は第二種銃猟免許を所持する者、③銃器の使用以外の方法による場合は、網猟又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

- a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わなもしくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合。
- b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。なお、農林業者とは、農業又は林業（日本標準産業分類・中分類01のうちの小分類011～013及び中分類02のうち小分類021～023に限る。）を行っている者であつて、一定の収入を得ている者を指し、専ら自家消費のために作物を栽培している者は含まない。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等

の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）を含むことができるものとする。この場合、補助者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

※補助者等により可能な捕獲作業内容等の内訳

(第7表)

	捕獲に必要な許可証等	わな架設	餌撒き	見回り	誤作動時の再架設	とめさし
免許所持者	許可証 又は 従事者証	○	○	○	○	○
補助者	従事者証	△	○	○	○	△
免許非所持者	不要	×	○	○	×	×

○：可能

△：免許所持者の補助として可能

×：不可能

(イ) 捕獲許可鳥獣の種類、員数

- a 捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種であることとする。
- b 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、鳥類の捕獲等によるだけでは被害を防止する目的が達成できない場合、又は、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取等する場合を原則とする。
- c 捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数であることとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、a～cは適用しない。

(ロ) 期間

- a 有害鳥獣捕獲期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂できる必要最小限かつ、適切な期間とする。
- b 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるようにする。また、愛鳥週間（5月10日～5月16日）、動物愛護週間（9月20日～9月26日）の期間中の捕獲は、地域における市民感情や有害鳥獣被害の発生状況等を総合的に考慮の上、避けるよう努める。
- c 銃器による捕獲にあつては、危険防止等の配慮から最長1箇月、銃器以外を使用する捕獲にあつては最長3箇月を限度とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議するものとする。
- d 同一種の連続する捕獲許可にあつては、直前の捕獲の効果を確認することを含め一定の期間をあけることを原則とする。

e 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

f 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき、計画的に行うようにする。

(イ) 区域

a 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

b 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、これが効果的に実施されるよう市町村に助言するものとする。また、被害等が隣接の府県にまたがって発生する場合には、隣接府県と共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、隣接府県との連携を図るものとする。

c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

(ロ) 方法

空気銃を使用した捕獲は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣捕獲等の許可手続及び有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、研修会等の実施により関係市町村及び農林漁業者等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(7) 捕獲班の編成

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ、下記の基準に従い、捕獲班（有害鳥獣捕獲を目的として編成された班をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来を取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進するよう指導するものとする。

a 捕獲班員は、市町村（京都市にあっては区）単位で選定することを原則とする。

b 市町村長は、各捕獲班ごとに「捕獲班長」を定めるものとする。

c 市町村長は、当該市町村で、捕獲班を編成することが困難であるときは、捕獲できる態勢をとるため、府と協議するものとする。

- d 捕獲班員の選定にあたっては、次の事項に留意することとする。
 - ・ 銃器を使用する捕獲班員については、原則として前年度を含む3登録年度以上、京都府知事の狩猟者登録を受けているか、京都府狩猟インターン講習（銃猟）を修了し、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 銃器以外を使用する捕獲班員について、原則として前年度に京都府知事の狩猟者登録を受け、捕獲技術に優れたものであること。
 - ・ 時間的制約が少なく、必要に応じて迅速に捕獲に従事できるものであること。
 - ・ 捕獲効率の向上を図るため、捕獲班員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるようにすること。
 - ・ 捕獲班員は狩猟者共済又は狩猟者災害保険に加入すること。

(イ) 関係者間の連携強化等

- a 被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に捕獲を実施するにあたり、地域ごとに市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、学識経験者、府関係機関等による市町村有害鳥獣対策協議会を設置するものとする。
- b 鳥獣による農林水産物被害や生活環境及び自然環境の悪化に対する防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、府野生鳥獣被害対策推進会議を開催するものとする。

(ウ) 捕獲実施体制の整備の促進

- a 府は、有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保に努めるとともに、市町村単位の編成が行えるよう調整に努めるものとする。
 また、市町村境をまたがる地域で、単独市町村だけでは、効率的な捕獲が期待できない地域においては、広域振興局等の長は、関係市町村による広域捕獲を積極的に進めるため、関係市町村と捕獲班の編成や出動日等について連絡調整を行い、迅速かつ効果的な捕獲を指導するものとする。
- b 被害等が慢性的に発生している地域にあつては、当該有害鳥獣の出現状況や被害等の発生状況の把握及び防護柵・追い払い等による被害等の防除対策、技術の普及・啓発等を行うよう市町村を指導・援助するものとする。
- c 「緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）」に基づき、市町村長の捕獲計画策定と、市町村が実施する捕獲事業に補助を行う。

イ 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第8表)

対 象 鳥 獣 名	対 象 地 域	備 考
鳥類班……カラス類、ハト類、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ等 獣類班……ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ヌートリア、アライグマ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として当該市町村の区域を対象とする。 ・ 広域捕獲班については、府県及び市町村の区域を越える地域を対象とする。 	

ウ 指導事項の概要

- (ア) わな、柵及びおりによる捕獲は、銃器による捕獲との調整を図ること。
- (イ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。
- (ウ) 誤捕獲のおそれがある場合は、わな、柵及びおりの設置は行わない。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

地方公共団体の長又は、捕獲方法に該当する狩猟免許所持者。

(2) 鳥獣の種類・数

ニホンザル、ニホンジカ及びイノシシ。
特定計画を達成するために必要かつ適切な数。

(3) 期間

特定計画を達成するために必要かつ適切な期間。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

(4) 区域

特定計画を達成するために必要かつ適切な区域。

(5) 方法

銃器又はわな。なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

申請者の職務上必要な区域。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（地方機関の職員を含む。）、緑の指導員（鳥獣保護員）、その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる数（羽、頭、個）。

ウ 期間

1年以内。

エ 区域

必要と認められる区域。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限。

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛がんのための飼養の目的

野生鳥獣の愛がん飼育は、本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、原則として認めない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

ア 許可対象者

鳥獣の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。

ウ 期間

6ヶ月以内。

エ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな、手捕。

(6) 鵜飼漁業への利用

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限。

ウ 期間

6ヶ月以内

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く）。

イ 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

ウ 期間

30日以内。

エ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理を行うものとする。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

(2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

(3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

(4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をするなど、不正な飼養が行われなようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の「ア」、「イ」のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

本府では、銃猟による危険を未然に防止するため、市街地その他人家が密集している場所、銃弾の到達距離から判断して銃猟に危険が伴うことが予想される場所について指定を行ってきた。

近年、府内各地における住宅地や道路網の拡大に伴い、従来猟場であった地域が銃猟が危険な地域となる場合が増え、第7次計画からは、狩猟者に銃猟の可否を徹底するため、銃猟禁止区域の設定地拡大による明確な地域分けに努め、平成23年11月1日時点においては、69箇所、50,495haとなっている。

本計画においては、銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を法第35条に規定する特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所等が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用禁止 区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画	
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	69	箇所							
	面積 (ha)	50,495	変動面積 (ha)							
わな猟に伴 う危険を予 防するた めの区域	箇所		箇所							
	面積 (ha)		変動面積 (ha)							

(第9表)

本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間 中の増減 (減:△)*	計画終了時 の特定猟具使 用禁止区域**
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
							69
						△416	50,079

- *箇所数については (B) - (E)
- 面積については (B) + (C) - (D) - (E)
- **箇所数については (A) + (B) - (E)
- 面積については (A) + (B) + (C) - (D) - (E)

期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					
25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)
					4					
					416					

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(銃)	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
平成24 年度	宇治市	宇治	2,476	5	再指定
	木津川市	加茂町	350	〃	〃
	大山崎町	大山崎町淀川水系	48	〃	区域縮小
	京都市南区久世他	京都南	2,126	〃	〃
	京都市	桂川	879	〃	〃
	京都市西京区大枝他	西京	969	〃	再指定
	向日市物集女町他	向日市	767	〃	〃
	南丹市八木町	八木町	279	〃	〃
	京丹波町野丸	京丹波町下山	246	〃	〃
	京丹後市弥栄町和田野	弥栄町和田野	19	〃	〃
	京丹後市峰山町杉谷	峰山町杉谷	246	〃	〃
	京丹後市網野町	網野町網野	163	〃	〃
	京丹後市丹後町竹野川	丹後町竹野川	206	〃	〃
	与謝野町下山田	下山田	1	〃	〃
	宮津市、与謝野町	野田川水系	1,163	〃	〃
	京丹後市峰山町、大宮町	京丹後市中部	374	〃	〃
	京丹後市峰山町丹波	峰山町丹波	12	〃	〃
	計	17箇所	10,324		
平成25 年度	城陽市	城陽	1,967	5	再指定
	京田辺市	大住・松井	613	〃	〃
	京田辺市	普賢寺	1,210	〃	〃
	京田辺市・井手町	宮津・井手・多賀	778	〃	〃
	京都市上京区他	京都市街地	8,983	〃	区域縮小
	亀岡市千代川他	亀岡市	415	〃	再指定
	福知山市三和町菟原中	菟原	53	〃	〃
	福知山市三和町千束	細見	251	〃	〃
	福知山市三和町上川合	川合	76	〃	〃
	舞鶴市字引土他	愛宕山	460	〃	計測誤差の修正
	舞鶴市志高	志高	68	〃	〃
	京丹後市久美浜町湊宮	如意寺山	465	〃	〃
	京丹後市網野町木津	網野町木津	46	〃	〃
	京丹後市久美浜町甲山	久美浜町甲山	99	〃	〃
		計	14箇所	15,484	
平成26 年度	八幡市	八幡	2,051	5	再指定
	京田辺市	多々羅	750	〃	〃
	宇治田原町	宇治田原町	102	〃	〃
	木津川市	木津	33	〃	〃
	木津川市	木津相楽	1,376	〃	〃
	長岡京市井ノ内他	長岡京市	166	〃	〃
	亀岡市大井町他	京都縦貫道東	364	〃	〃

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（銃）	指定面積（ha）	指定期間（年）	備 考
平成26年度	亀岡市曾我部	曾我部	550	〃	〃
	亀岡市	旭町	33	〃	〃
	南丹市園部町	園部町	334	〃	〃
	南丹市園部町	園部町るり溪	305	〃	〃
	綾部市城山町	吉美	76	〃	〃
	綾部市位田町他	以久田野	72	〃	〃
	舞鶴市字伊佐津他	舞鶴西	550	〃	〃
	与謝野町岩滝	岩滝	662	〃	〃
	京丹後市網野町島津	網野町国営農地島津4団地	69	〃	〃
		計	16箇所	7,493	
平成27年度	宇治市	炭山	14	5	再指定
	久御山町	久御山	1,360	〃	〃
	京田辺市	京田辺市田辺	857	〃	〃
	木津川市	山城町	632	〃	〃
	精華町	精華町東部	177	〃	〃
	精華町	精華町西部	2,389	〃	〃
	京都市伏見区向島他	向島	813	〃	〃
	亀岡市大井町他	亀岡桂川	232	〃	〃
	舞鶴市字神崎他	神崎	126	〃	〃
	舞鶴市字浜他	舞鶴東	1,250	〃	〃
	舞鶴市字和江	和江	40	〃	〃
	舞鶴市字上安他	五老岳	1,275	〃	〃
	京丹後市峰山町	竹野川	21	〃	〃
		計	13箇所	9,186	
平成28年度	木津川市	木津・加茂	156	5	再指定
	京都市山科区小野他	京都東市街地	1,230	〃	〃
	亀岡市	湯の花	142	〃	〃
	綾部市青野町他	由良川	790	〃	〃
	綾部市上原町他	山家	317	〃	〃
	福知山市字猪崎他	福知山	4,045	〃	〃、名称変更
	福知山市大江町関他	大江	672	〃	〃、名称変更
	舞鶴市大川他	大川	6	〃	〃
	宮津市	宮津	234	〃	〃
	計	9箇所	7,592		
合 計	計	69箇所	50,079		

2 特定猟具使用制限区域の指定

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができる」とされているが、第11次計画においては、新たな区域指定の予定はない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

(2) 設定指導方針

ア 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

4 指定猟法禁止区域の指定

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定することができる」とされている。また、現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとするが、第11次計画においては、指定猟法禁止区域の新たな区域指定の予定はない。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画（以下第五において「計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講じることにより科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、もって地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として策定するものとする。

計画の対象とする鳥獣は、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があると認められる鳥獣とする。

計画の策定にあたっては、科学的知見及び地域の実態に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体、地域住民等からなる特定鳥獣保護管理計画検討会を設置し、計画の作成、実行方法等についての検討、評価等を行う。この場合、必要に応じて生物学等の専門的な観点から計画の実行状況を分析・評価するための専門委員会を、別途設置するものとする。また、利害関係人による公聴会等を実施するとともに、広く府民の意見を聞く機会を設けるものとする。

さらに計画の実行にあたり関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、府野生鳥獣被害対策推進会議において協議する。

計画策定後は、対象となる鳥獣の地域個体群の生息動向、生息環境、被害の程度等についてモニタリングし、その結果を踏まえ設定された目標の達成度や保護管理事業の効果、妥当性について評価を行い、計画の継続の必要性を検討するとともに必要に応じて見直すものとする。

計画の対象とする地域個体群が、本府の行政界を超えて分布する場合は、計画の策定及び実施

に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるように、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

(第11表)

計画策定年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成23年度	多様な主体の連携のもと、防除、捕獲及び生息環境管理により農林業等被害を減少させ、獣害に強い地域づくりを推進するとともに、地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とシカの共存をめざす。	ニホンジカ	平成24 ～28年度	京都府	改訂
	多様な主体の連携のもと、人身被害の回避と農業被害の軽減を図るとともに、絶滅が懸念される府内のツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とクマの共存をめざす。	ツキノワグマ			
	多様な主体の連携のもと、人身被害の回避と農業被害の軽減を図るとともに、モニタリングを行いつつ、地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とサルの共存をめざす。	ニホンザル			
	多様な主体の連携のもと、防除、捕獲及び生息環境管理により農林業等被害を減少させ、獣害に強い地域づくりを推進するとともに、地域個体群の安定的な維持を図ることで、人とイノシシの共存をめざす。	イノシシ	平成23 ～28年度		新規

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて実施計画を策定し、対象となる鳥獣の保護管理に努める。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣に関する施策を実施する上で、保護の見地からも、被害対策の見地からも、対象となる鳥獣の生息状況、生態上の特性などについて把握することは不可欠であり、特に、保護と被害対策の両立のために実態把握が必要なニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシについては、継続して調査を実施し、施策に反映させることとする。

また、府内の様々な鳥獣の生息状況等を継続的に把握していくために、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努めることとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第7次計画終了時点では、鳥獣保護区を中心にした限定された地域におけるおよそ10年周期での鳥類出現頻度の比較等が行われてきた。第8次計画からは、それらに加えて、府内全域における鳥獣の分布状況を明らかにし、希少種の生息状況を含む全体像の把握のための調査や、府の鳥オオミズナギドリの生態を把握するための調査を、関係団体との相互協力により実施しており、引き続き実施するものとする。

また、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査及び鳥獣保護区等の設定効果測定調査についても、生息動向を継続的に把握するため、引き続き実施するものとする。

(2) 希少鳥獣等保護調査

(第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
オオミズナギドリ	平成24～28年度	サンプリング調査、追跡調査等により、その生態と生息環境について把握する。 (舞鶴市教育委員会の協力を得て情報の収集に努める。)	舞鶴市 冠島	3月～ 11月

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第13表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
府内の渡来地	平成24～28年度	毎年1月の一斉調査日に、調査員による種別のカウント調査を行い、分布及び個体数を把握する。	日本野鳥の会京都支部に委託して実施

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(第14表)

対象保護区等	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区 原則年間5箇所	同一地を原則2年間継続	森林等においてはルートセンサス法により、水面においては定点観察法により出現する全ての鳥獣の種及び出現頻度を把握することとし、調査人員は1箇所2名以上、調査回数は年6回とする。	日本野鳥の会京都支部に委託して実施

3 狩猟対策調査

(1) 方針

京都府では府全域を対象として、全狩猟者からシカ、クマ、及びイノシシ出猟カレンダーを回収、分析し、生息状況、生息環境の変化及び捕獲状況を調査している。

第11次計画においても引き続き実施することとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

(第15表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ及びイノシシ	平成24～28年度	毎年、全狩猟者から、シカ及びイノシシに関する出猟記録（出猟カレンダー）を回収、分析することで、自然環境保全基礎調査に用いる5Kmメッシュにより、シカ及びイノシシ猟に従事する狩猟者の出猟実態、捕獲状況を総合的に把握し適正管理のための基礎資料とする。	

4 有害鳥獣に係る対策調査

(1) 方針

本府において、被害が深刻でありかつ、生息状況や生態的特性に配慮して慎重に取り扱う必要のある鳥獣は、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシであり、適切な被害防除と個体数管理を行うため、それぞれ実情に応じた調査を実施し、情報の収集に努める。

・ニホンジカ

防除施設の効果調査のほか、従来から実施しているモニタリング調査を継続し、より正確な生息数とその動向の把握に努める。

・ツキノワグマ

生息及び被害状況の調査や有害鳥獣として捕獲される個体の回収、分析等のモニタリング調査を継続し、動向の把握に努める。

・ニホンザル

被害発生箇所や防除施設、捕獲の状況等の情報収集を行う等、モニタリング調査を実施し、動向の把握に努める。

・イノシシ

防除施設の効果調査のほか、モニタリング調査を実施し、正確な生息数とその動向の把握に努める。

(2) 調査の概要

(第16表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ	平成24年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。 ○捕獲個体調査 関係機関の協力を得て、有害捕獲等により捕獲された個体の一部を回収、分析することにより、年齢や妊娠の有無などを明らかにする。	
ツキノワグマ	平成24年度～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。 ○捕獲個体調査 関係機関の協力を得て、有害捕獲等により捕獲された個体を回収、分析することにより、遺伝的状況、繁殖状況、栄養状況、食性等を明らかにする。	

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンザル	平成24年度 ～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	
イノシシ	平成24年度 ～	○適正管理モニタリング調査 実地調査、アンケート調査、聞き取り調査等により、生息数、生息分布、被害状況等の動向を明らかにする。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政の円滑な推進に資するため、本庁・地方機関含めて担当職員の適正な配置を行う。

(2) 設置計画

(第17表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 農林水産部森林保全課	5	2	7	5	2	7	業務分担（主なもの） 本 庁 1 鳥獣保護事業計画の実施に伴う企画立案 2 狩猟免許試験等の実施 3 府外者の狩猟者登録 4 各種委託調査の実施 5 特定鳥獣保護管理計画の策定 6 鳥獣捕獲許可(知事権)
地域機関							
京都府京都林務事務所		5	5		5	5	地域機関 1 鳥獣保護事業計画の実施 2 狩猟免状、狩猟者登録証の交付事務 3 鳥獣捕獲許可(局長等権限) 4 狩猟取締り及び指導
〃 山城広域振興局	2	1	3	2	1	3	
〃 南 丹 〃	2	2	4	2	2	4	
〃 中 丹 〃	3	1	4	3	1	4	
〃 丹 後 〃	2	1	3	2	1	3	
計	14	12	26	14	12	26	

(3) 研修計画

本庁において鳥獣行政担当者の研修を随時実施するほか、環境省が主催する野生生物保護行政研修に担当者を積極的に派遣する。

2 鳥獣保護員

(1) 方針

府内の自然環境を地域に密着して把握し、府が情報の収集・発信、現地における助言・指導を行っていく上での基幹となる制度として、平成15年度から鳥獣保護員と森林保全巡視指導員との業務を兼ねた「京都府緑の指導員」を配置した。

配置にあたっては、管内面積、鳥獣保護区等の面積及び狩猟免許者数等を勘案して行うものとする。

任命にあたっては、森林、野生鳥獣、狩猟についての広範囲な知識を有し、かつ継続性を持って従事できる人材を充てることとし、資質向上を図るための研修を行う。

(2) 設置計画

(第18表)

基準 設置 数 (A)	平成23年度末		年度計画 (新規の増減員)							
	人員 (B)	規率(B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	規率 (C/A)	
人 55	人 54	% 98	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	% 2

(3) 年間活動計画

(第19表)

活 動 内 容	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○愛鳥行事補助、鳥獣保護思想の普及啓発												
○野生鳥獣の違法捕獲及び違法飼養取締り												
○狩猟取締り												
・銃猟制限時間・場所等違反取締り												
・無免許・無登録狩猟取締り												
・わな等設置違反取締り												
・非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り												
・捕獲禁止場所における違法捕獲取締り												
○鳥獣保護区等標識の点検												

(4) 研修計画

(第20表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的
鳥獣保護員 ブロック別研修	京都府	4月	1回	地方機 関単位	55人	・鳥獣保護事業計画の概要 ・鳥獣保護及び狩猟に関する法令 ・緑の指導員の服務及び職務権限 等

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた有害鳥獣捕獲等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

(2) 研修計画

(第21表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的
狩猟免許更新講習会	京都府	年4回		更新者	100名程度	・鳥獣保護事業計画の概要 ・鳥獣保護及び狩猟に関する法令

(3) 狩猟者減少防止対策

本府においても第一種銃猟者の減少、高齢化が危惧されるため、(社)京都府猟友会等の協力を得て、その実態を把握するとともに、保護管理の担い手となる狩猟者の減少防止のための対策を検討する。

また、農林業者等を対象に、捕獲技術の講習会を開催し、効率的で安全な狩猟を推進し、鳥獣による農林業被害を軽減するための技術的な支援を実施する。

4 鳥獣保護センター等の設置

野生鳥獣に関する各種調査研究や保護管理の拠点としての機能を持つ鳥獣保護センターの設置については、今後の検討課題とする。

5 取締り

(1) 方針

府内において、依然として狩猟者の違反行為が発生しており、年数件程度の狩猟事故も生じている。

また、狩猟者以外においても、とりもち等の使用を含む小鳥類の密猟が毎年発生している。

本計画においては、これら違法行為の取締りを中心に、法令の周知徹底、狩猟者の資質向上等に努めるとともに、警察当局との一層の連携強化に努めるものとする。

また、狩猟期間中は、狩猟者が多数出猟することが予想される場所を中心に、特別司法警察員及び緑の指導員の巡回体制を強化するとともに、緊急的な取締りに対応して動員体制の整備を図り、地方検察局、警察当局等との協力を得ながら、迅速かつ効果的な取締りを行う。

なお、取締りに際しての、情報収集等については、民間団体等との連携・協力に努めることとする。

[重点事項]

- ア 銃弾の達する恐れがある人畜、建物等に向かっての銃猟違反取締り
- イ 人家稠密の場所等における銃猟違反取締り
- ウ 日の出前、日没後の銃猟違反取締り
- エ 非狩猟鳥獣等の捕獲違反及び捕獲数制限違反取締り
- オ 捕獲禁止場所での捕獲違反取締り
- カ 危険なわな等の設置や氏名の表示等に関する違反取締り
- キ 無免許・無登録者による狩猟違反取締り
- ク かすみ網の違法な使用、所持及び販売等の取締り
- ケ とりもち等による違法捕獲取締り
- コ 鳥獣の無許可飼養取締り、飼養の適正指導
- サ ペット業者、鳥獣加工業者による違法行為取締り
- シ 任意放棄又は押収された個体の適正な放鳥獣に努める
- ス 狩猟者の資質向上、マナーの徹底

(2) 年間計画

(第22表)

事 項	実 施 時 期											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
・ 野生鳥獣の無許可捕獲取締り												
・ 鳥類の飼養の適正化												
・ ペット商、鳥獣加工業者の違法行為取締り												
・ 銃猟制限時間・場所等違反取締り												
・ 無免許・無登録狩猟取締り												
・ わな等設置や氏名の表示等に関する違反取締り												
・ 非狩猟鳥獣等違法捕獲及び捕獲数制限違反取締り												
・ 捕獲禁止場所における違法捕獲取締り												
・ 適正狩猟の啓発、狩猟者の資質向上												
・ 警察当局との連絡会議の開催												

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

現在、野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害が大きくな問題となっており、狩猟による個体数管理、防護柵の設置等による被害防除対策及び鳥獣保護区等の指定による生息環境の管理を柱として、被害の軽減に努めている。

一方、生物多様性の保全など、環境問題に対する意識が高まる中、府内で生息が確認されている鳥獣の内、123種が府のレッドリストにおいて、絶滅種から準絶滅危惧種のカテゴリーに指定されており、生息環境の改善を含め、保護管理の重要性が増している。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努めるものとする。

3 野生鳥獣救護の基本的な対応

(1) 野生鳥獣の救護体制の現状

本府の委託事業により、京都市（京都市動物園）、福知山市（福知山市三段池動物園）、社団法人京都府獣医師会及び社団法人京都市獣医師会が傷病野生鳥獣の救護に携わっている。

(2) 野生鳥獣救護ガイドラインの策定

効果的な救護実施のため、救護の意義及び目的、收容すべき鳥獣種、收容後の救護個体の取扱い、野生復帰の考え方、感染症対策などに関するガイドラインを策定し、救護はこれを踏まえ適切に対処するものとする。

(3) 今後の取り組み

京都府、市町村、獣医師会、動物園等の関係団体と連携しながら、救護活動に対する効率的な運用体制の整備を進めていくとともに、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護するなど、鳥獣の生態に関する知識の不足による無用の救護行為を防止し、正しい鳥獣保護思想の普及啓発に寄与することができるよう、広報活動等を通じて正しい知識の周知徹底を図る。

(4) 大規模油汚染事故での救護体制について

本府では、平成2年及び9年に大規模な油汚染事故を経験し、その中で油に汚染された水鳥の救護活動を行ってきた。この時の経験を踏まえて、救護体制のあり方を以下に示す。

ア 京都府の指揮のもと、関係市町村、救護機関、NPO等と連携して組織的に対応する。

イ 被害現場にあっては、京都府、市町村及びNPOが中心となり、被害鳥の回収にあたり、応急処置においては獣医師の協力を得て適切に行う。

ウ 応急処置の済んだ鳥については、京都府及び市町村がNPO等の協力を得て適切に自然復帰を行う。

エ 被害の規模によって、関係機関の協力を得て現地に仮設の救護所を設置する。

4 野生鳥獣への餌付けの防止

野生鳥獣への餌付けは、人の与える食物への依存、人慣れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘因となり、生態系のかく乱や鳥獣保護管理への影響、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大、伝播等が生じるおそれがある。このため、野生鳥獣への餌付けの防止について、各地で開催される環境学習等の機会を通じて普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意することとする。

(1) 安易な餌付け行為が野生鳥獣に与える影響について府民への啓発を行う。

(2) 観光事業者や観光客による野生鳥獣への安易な餌付けの防止を図る。

(3) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

5 感染症への対応

本府においては、平成16年に発生した高病原性鳥インフルエンザに対する経験を基に、市町村、関係団体、地域住民等と連携し、連絡体制の整備、地域住民への情報提供及び野鳥のモニタリング調査等について、下記の事柄に留意の上、人獣共通感染症の発生時における的確かつ円滑な防疫体制の整備に努める。

(1) 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

(2) その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

本府では、愛鳥週間（5月10～16日）を中心に愛鳥に関する諸行事を実施し、府民、とりわけ小・中学校の児童・生徒等を対象に、正しい愛鳥思想の普及啓発に努めるとともに愛鳥団体に対し経費補助をする形で、広く府民を対象にした探鳥会や講習会を実施しており引き続き実施するものとする。

傷病鳥獣の救護においては、(財)日本鳥類保護連盟などが実施している「ヒナを拾わないで！！」キャンペーンによる啓発効果もあり、巣立ち前のヒナの救護数が減少し、取り扱い件数は減少傾向にあるものの京都市内を中心に依然として件数が多く、体制の充実に努めることとする。

また、引き続き広く府民を対象に、正しい自然の理解と、人間と野生鳥獣との共生理念に根ざした鳥獣保護思想の普及啓発に取り組む。

イ 事業の年間計画

(第23表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間ポスターの募集														
探鳥会														
巣箱の設置														
愛鳥講演会・学習会														
食餌木の植栽														
野生鳥獣救護事業														

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第24表)

平成24～28年度	
愛鳥週間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・府内各地において、小中学校児童・生徒を対象に探鳥会、講演会、食餌木の植栽、ポスターの募集等を行う。 ・府内各地において一般府民を対象に探鳥会を行う。

(2) 野鳥の森等の整備

(第25表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
太陽が丘	昭和59年度	宇治市広野町八軒屋谷	約25ha	<ul style="list-style-type: none"> ・観察施設 野鳥観察小屋 自然観察路 ・保護施設 食餌木・給餌台 	野鳥及び自然観察施設	府民が野鳥と身近にふれあう場として活用	府直営

(3) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

鳥獣保護思想の普及啓発の一貫として、愛鳥運動に熱心に取り組んでいる小中学校等を対象に指定する。

指定にあたっては、関係機関と調整の上、指定予定校の意見を尊重する。

イ 指定期間

3年間とし、更新を妨げない。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

- (ア) 愛鳥運動資材の提供
- (イ) 府職員及び緑の指導員による指導、助言
- (ウ) 講師等の紹介

エ 指定計画

(第26表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計	既設	新設及び更新	計
小学校	14	8	22	13	9	22	17	5	22	14	8	22	13	9	22
中学校	1		1	1		1		1	1	1		1	1		1
その他の学校	1		1		1	1	1		1	1		1		1	1
計	16	8	24	14	10	24	18	6	24	16	8	24	14	10	24

(4) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣の保護及び狩猟に関する知識と理解を深めるため、各市町村への指導を行うとともに、公報媒体、啓発パンフレットの配布、現地指導等により、府民への周知を図る。

イ 年間計画

(第27表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
・ 違法捕獲の規制制度		■	■	■										<共通> 広報媒体 啓発物作成・配布 現地指導 等	一般府民 及び 狩猟者
・ 飼養登録制度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・ 狩猟に関する制度				■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・ 鳥獣保護区等の制度	■	■	■	■	■	■	■								
・ 有害鳥獣捕獲の制度							■	■	■			■			
															市町村